議会事務局から
お問い合わせは☎内線311

町議会第4回定例会を開会します
町議会第4回定例会は12月12日（木）、会期1日間の予定で開会します。
午前9時半から開会し、一般質問、一般会計等補正予算、条例改正の審議などを予定しています。皆さまの傍聴をお待ちしています。

税務課から
お問い合わせは収納室☎内線121、122

夜間納付相談窓口の開設
町税など各種公的負担金を期限内に納付できなかった方、期限内納付が難しい方を対象として夜間納付相談窓口を開設します。
対象は町税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料、下水道使用料、保育料などの納付相談です。
日時 12月10日（火）午後5時15分～同8時
場所 税務課（1階4番窓口）

定住促進課から
各種届け出は住民室☎内線111

保険料の追納で老齢基礎年金額が満額に近づきます
国民年金は保険料を追納することで、国民年金の受け取り年金額を満額に近づけることができます。
国民年金は、保険料の①免除（全部、一部、法定免除の3タイプ）②若年者納付猶予③学生納付特例の承認を受けた期間―があるため、保険料の未納期間がある場合、全額納付した方の老齢基礎年金に比べて、65歳から受け取る年金額が少なくなります。
追納は、将来受け取る老齢基礎年金額を満額に近づけることができるように、過去10年以内の未納期間について、遡って古い月分から保険料の支払いを可能にする制度です。
ただし以下の点にご注意ください。
●免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額を上乗せします●一部免除を受けた期間の追納は、納付すべき保険料を納付済みでなければ追納できません●若年者納付猶予、学生納付特例期間が法定免除、申請免除期間より先に経過した月分である場合（古い場合）は、若年者納付猶予、学生納付特例期間が優先します●法定免除、申請免除期間が若年者納付猶予、学生納付特例期間より先に経過した月分である場合は、本人が優先して納める期間を選択できます●若年者納付猶予、学生納付特例期間の中では、先に経過した月分から納めることになります●法定免除、申請免除期間の中では、先に経過した月分から納めることになります。
お問い合わせは旭川年金事務所☎72―5004

ペットの飼い主、これからペットを飼う方へ
動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにし、近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任、モラルとマナーが必要です。

▼これから飼う方
ほんとうに飼い続けられるか、家族みんなで話し合いましょう。どこから入手するかを考えましょう。ペットショップ、ブリーダーからの購入以外に、飼えなくなったペット、飼い主不明で保護されたペットを譲渡してもらえる動物保護施設もあります。
次のマナーを守りましょう。
①動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう②人に危害を加え、近隣に迷惑をかけないように配慮しましょう③むやみに繁殖させないようにしましょう④感染症へのリスクや知識を持ちましょう⑤盗難、迷子の時のために、首輪などに飼い主の連絡先を明示しましょう。

くらし・ネットワーク

人のうごき 10月16日～11月15日
（敬称略、掲載はご承諾をいただいております）

お誕生

生まれた子	父	母	行政区
三田 紅葉（さんた くれは）	和幸	綾	28区
髙橋 姫衣菜（たかはし きいな）	大介	沙織	東町1丁目
木下 実玲（きのした みれい）	裕之	尚子	22区
長沼 伸弥（ながぬま しんや）	伸明	郁子	22区
岸本 康希（きしもと こうき）	匡生	友紀	北町3丁目

おくやみ

亡き人	歳	届出人	行政区
丸山 アキ子	97歳	丸山 幸男	7南区
水野 茂	82歳	水野 よし	東町2丁目
佐藤 五十夫	70歳	佐藤 和也	17区
蒔田 セツヱ	93歳	蒔田 敏弘	12区
海藤 栄平	87歳	海藤 馨	北町3丁目
佐渡 美枝子	81歳	佐渡 才治	9区
中島 かす	99歳	中島 敏光	17区

人口・世帯数 10月末日現在

人口	7,939人	（前月比＋11人）
男	3,707人	（前月比＋5人）
女	4,232人	（前月比＋6人）
世帯数	3,475戸	（前月比＋5戸）
出生	3人	
死亡	10人	
転入	42人	
転出	24人	